

公共下水道事業受益者負担金（説明資料）

・受益者負担金とは・・・

都市計画法の規定に基づき、公共下水道の整備により利益を受ける方々に事業費の一部を負担していただく制度です。

・受益者の範囲

受益者とは、公共下水道を整備した区域の土地所有者です。

ただし、地上権・質権又は使用賃借・若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、その権利者が受益者となります。

なお、地上権等の権利者であっても一時使用という場合には、極めて権利として弱いことから、この一時使用のために設定された地上権又は使用賃借、賃貸借による権利は除かれることになっています。

・負担していただく金額

受益者負担金は、固定資産税課税地積に1㎡あたり400円を乗じた額を負担していただくことになります。(10円未満切捨て)

$$\boxed{\text{課税地積(㎡)}} \times 400 \text{ 円} / \text{㎡} = \boxed{\text{受益者負担金}}$$

・負担金の納入時期・方法

負担金は、供用開始の翌年度から3年に分割し、更にその1年分を4期に分け計12回（納期 6・9・11・1月）で納めていただくことになっています。1年分一括納付×3回、3年分一括納付も可能です。

宅地造成等による猶予解除の場合は3年分一括納付となりますが、分割納付も相談に応じます。

・負担金の減免・徴収猶予

その土地の状況や受益者の事情によって、負担金を減免や徴収猶予することができます。減免・徴収猶予が可能なものは右のとおりです。

該当すると思われる方は、減免又は徴収猶予申請書に土地の所在、地積、申請理由を記入し、記名押印のうえ提出してください。

減免の対象

- 1 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供し、又は供することが予定されている土地。(減免 100%)
- 2 公の生活扶助を受けられている受益者、又はこれに準ずる特別の事情があると認められる受益者。(減免 100%)
- 3 国又は地方公共団体が指定した文化財である土地、又は文化財である建物のある土地。(減免 100%)
- 4 公道に準ずる私道、水路。(減免 100%)
- 5 自治会、町内会等が所有し、又は使用している施設の用地及びこれに類する土地。(減免 100%)
- 6 私立学校用地、福祉施設用地。(減免 100%)
- 7 墓地、境内地。(減免 墓地 100% 境内地 50%)

徴収猶予の対象

- 1 係争中の土地。
- 2 固定資産税の課税地目が、田・畑、山林及び雑種地。
ただし、排水設備を有する家屋の所在する土地は、徴収猶予対象外。
- 3 受益者が災害、火災、盗難にあったとき。

※ 宅地は公共污水枡の設置の有無にかかわらず猶予できません。ただし、固定資産税評価上の一団の宅地（1～数筆の「一面地」）の全部が、給排水設備を有せず、かつ、合計面積が200㎡を超える土地については、その一部に限り徴収猶予の対象となる場合があります。

※ 公共污水枡を設置した土地については地目を問わず猶予できません。